

燕・弥彦総合事務組合告示第 42 号

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び燕・弥彦総合事務組合財務規則（平成 24 年規則第 1 号）第 124 条第 1 項の規定により、一般競争入札を実施します。

令和 2 年 9 月 28 日

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

1. 入札に付する事項

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 委託番号 | 総務委第 2-4 号 |
| (2) 委託名 | 盛土材搬出業務委託 |
| (3) 委託場所 | 燕市砂子塚地内 |
| (4) 履行期限 | 令和 3 年 3 月 26 日 |
| (5) 委託内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (6) 最低制限価格 | 設定する（予定価格に 100 分の 91 を乗じた額） |

2. 入札に参加する者に必要な資格要件

次の資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公告日現在において、令和元・2 年度燕・弥彦総合事務組合建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 公告日現在において燕市内、又は弥彦村内に本社(店)を有する者。
- (3) 建設業法の規定に基づき土木一式工事に関し特定建設業の許可を受けている者。
- (4) 当該工種の格付が A、B 又は C に格付されている者。
- (5) 格付については、燕市建設工事入札参加資格審査規程実施要項別表 7 に基づくこととする。
- (6) 本件を履行できる資格者を配置できる者。
- (7) 公告の日から入札日までの期間において、新潟県知事、燕市長又は弥彦村長からの指名停止期間でない者。
- (8) その他入札説明書に定める資格要件を満たす者。

3. 入札に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者

であるかを問わず、一律同様の記載をすること。

(3) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。最低制限価格を下回る価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできません。

(4) 入札保証金 免除する。

(5) 契約保証金 燕・弥彦総合事務組合財務規則第 127 条第 4 項第 7 号に定めるところによる。

(6) 前金払 請求できる。(請負金額が 500 万円未満の場合は請求できない。)

(7) 中間前金払 請求できる。(前金払が請求できない場合は、請求できない。)

(8) 部分払 請求できる。

※契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択すること。

(9) その他 入札説明書による。

4. 入札参加申込み

(1) 提出期間 令和 2 年 10 月 2 日(金)午後 4 時(必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 確認結果 令和 2 年 10 月 6 日(火)までに電子メールまたはファックスにより通知する。

(4) その他 入札説明書による。

5. その他

(1) この公告に定めるもののほか、入札の実施については、燕・弥彦総合事務組合財務規則等の関連する法令及び規則等に定めるところによる。

(2) 入札参加申請に要する一切の費用は申請者の負担とする。

(3) 提出された入札参加申請書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しない。

(4) その他は入札説明書による。

6. 問い合わせ先

〒959-0248 新潟県燕市吉田浜首 408 番地 1

燕・弥彦総合事務組合 総務消防局 総務課 財政係

電話：0256-92-1210 FAX：0256-92-1129

電子メール：jimukyoku@tysogo.jp